高気圧業務従事者健康診断業務委託（単価契約）仕様書

１　受診対象者（人事異動等により変更する可能性あり。）
　　各消防署で特別救助隊の指名を受けた者：８０人
２　発注予定数量
　　１６０回（８０人×２回）
３　委託期間
　　令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）
４　実施時期（計２回実施）
　　下記期間中にそれぞれ６日間程度の受診日を設けること。
（１）第１回目
　　令和８年４月１日（水）～令和８年９月３０日（水）
（２）第２回目
　　令和８年１０月１日（木）～令和９年３月３１日（水）
※第１回目と第２回目は概ね６か月の受診期間を空けること。
５　実施時間
　　午前９時００分～午前１１時００分
６　履行場所
　　下記条件を満たす履行場所等を受注者が用意すること。
　　また（１）～（３）に係る費用は、受注者が負担すること。
（１）千葉市内であること。
（２）室内の温度により検査に支障が出ないよう、冷暖房等の空調設備が設けられていること。
（３）１日あたり概ね１４人ずつ健康診断を実施することに支障とならないよう、履行場所の敷地又はその付近に普通乗用車が１５台駐車できるスペースがあること。
７　受診項目
　　高気圧作業安全衛生規則第３８条の規定に基づく以下の項目とする。
（１）既往歴及び高気圧業務歴の調査
（２）関節、腰若しくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
（３）四肢の運動機能の検査
（４）鼓膜及び聴力の検査
（５）血圧の測定
（６）尿中の糖及び蛋白の有無の検査
（７）肺活量の測定
８　結果報告
　　受診後３０日以内に、上記に掲げる事項の結果について、書面により報告するとともに、一般的な表計算ソフトで取扱可能な電子データでも結果を提供すること。
９　支払方法
（１）委託料の請求金額は、契約単価に実施者数を乗じた額とし、１円未満の金額にあっては、切り捨てとする。

（２）委託料の請求の際には、実施者数が明らかとなるような資料を添付するものとする。
（３）委託料の請求は、本事業が完了した後に行うものとする。